

議会運営委員会

令和6年8月26日（月）

午前9時59分開 会

○濱中委員長 おはようございます。定刻より少し早いんですが、ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

本日は、令和6年第3回尾鷲市議会定例会に係る議会運営委員会開催ということでお集まりいただきありがとうございます。

本日の欠席通告者は、病気のため中里沙也加委員であります。

それでは、ここで市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和6年第3回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第44号、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてから、議案第58号、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてまでの議案が15件で、内訳といたしましては、条例の新規制定議案が2件、条例の一部改正議案が2件、補正予算議案が4件、決算関係議案が5件、計画変更及び規約一部改正の協議が2件であります。その他、諮問第2号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦についての諮問が3件、また、報告第11号、専決処分事項の承認について（令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号））から、報告第13号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業報告及び決算についてまでの報告が3件であります。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○濱中委員長 議題に入ります前に、少し資料のことについてお願い申し上げます。

尾鷲市議会ではタブレット導入時に、本冊、決算書、予算書以外のものは全てタブレットにて提供するというふうな取決めをいたしました。ペーパーレスということで、紙の節約、あと、事務事業の節約というか、時間軽減といった意味もあって実施しておりましたが、今回ほぼ、今日、議案に関わる資料が紙で出てきておりま

す。今回もう頂いておりますので今回はこれを使うことにしますが、今定例会の委員会で提供される委員会の資料も全てタブレットの中に入れていただきます。新しい議員さんたちが後に全協でまたこの説明を受けると思っていますので、そのときは議長のほうから取り計らいをお願いしたいと思っておりますが、必要な、紙でないと思にくいものであったりとか、執行部のほうから紙の提出をお願いしたいというA4サイズのものであったりは、紙で出る場合、ございますけれども、その他、タブレットに入ったものを紙資料にするときには、それぞれが、必要な人が必要なプリントアウトを行っていただくというのが最初の申合せでございましたので、今後、その辺りを皆さん、取扱注意をいただきたいと思っております。

それでは、議題に入ります。

まずは提出議案について説明願います。

○森本総務課長　それでは、令和6年第3回尾鷲市議会定例会への提出議案について御説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第44号、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてにつきましては、尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言に伴い、22世紀に向けたサステナブルシティの実現に取り組むことを目的に、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、3ページの議案第45号、尾鷲市立小規模保育所条例の制定についてにつきましては、児童福祉法第34条の15第1項の規定に基づき、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設といたしまして尾鷲市立小規模保育所を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、5ページの議案第46号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進プロジェクトにおきまして必要な人材といたしまして、地域プロジェクトマネジャーを会計年度任用職員として雇用したいことから、その職責等を考慮いたしまして、給料表に3級を追加するための条例の一部を改正するものであります。

次に、10ページの議案第47号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についてにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることから、被保険者証等の用語を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、12ページの議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてから、15ページの議案第51号、令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの4議案につきまして、一括して御説明いたします。

尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で4億2,761万4,000円、国民健康保険事業会計で4,602万3,000円、後期高齢者医療事業会計で606万をそれぞれ追加、病院事業会計では歳出で1,487万8,000円を増額し、これにより、各会計を含めた予算総額を205億1,527万9,000円とするものであります。

それでは、一般会計から説明いたします。

2ページのほうを御覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

9款地方特例交付金213万7,000円の増額は、交付額の確定によるものであります。

10款地方交付税は、普通交付税の交付額確定により209万を減額するものであります。

14款国庫支出金5,693万2,000円の減額は、国市浜公園野球場整備に対する社会資本整備総合交付金8,767万円の減額が主なものであります。

15款県支出金368万1,000円の増額は、三重県障害者自立支援給付費等負担金283万8,000円の増額が主なものであります。

17款寄附金40万円の増額は、熊野古道寄附金として市内1法人様から30万円、一般寄附金として市内1個人様から10万円を御寄附いただいたものであります。

18款繰入金278万2,000円の増額は、前年度精算金として、国民健康保険事業会計から215万5,000円、後期高齢者医療事業会計から62万7,000円をそれぞれ繰り入れるものであります。

19款繰越金3億6,612万の増額は、令和5年度決算に伴う繰越金であります。

20款諸収入2,071万6,000円の増額は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の追加であります。

21款市債9,080万の増額は、多目的スポーツフィールド整備事業債1億2,

020万円の増額及び道路整備事業債1,570万円の減額が主なものであります。
次に、歳出であります。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものにつきまして、次ページのほうで説明いたします。

4ページを御覧ください。

総務費の一般管理費は、総務一般管理経費として、市制施行70周年記念事業、NHKのど自慢に係る会場使用料85万5,000円の追加が主なものであります。

財産管理費は、基金積立金として、今回の補正に伴う財政調整基金積立金2億1,323万6,000円、次の公共施設等基金積立金3,661万3,000円は、公共施設老朽化等への対応として、繰越金の10%を積み立てるものであります。

活性化対策基金積立金以下、企業版ふるさと納税地方創生基金積立金までにつきましては、前年度の基金充当事業の精算に伴うそれぞれの基金への積み戻し等であります。

ゼロカーボンシティ推進基金積立金は、222万4,000円、前年度のJクレジット収入を今定例会で設置する基金に積み立てるものであります。

民生費は、各事業における前年度精算金のほか、自立支援給付事業で、グループホーム新設に伴う利用者増加による共同生活援助事業費1,037万6,000円及び生活困窮者自立支援事業費で対象者の増加見込みに伴う物価高騰対策生活支援給付金（住民税非課税世帯分）2,100万円のそれぞれの増額が主なものであります。

5ページを御覧ください。

衛生費は、予防費で、新型コロナワクチン費用が当初の見込みを上回ったことに伴う定期予防接種委託料2,071万7,000円の増額、廃棄物政策費で、電気自動車等購入費補助金60万円の追加が主なものであります。

農林水産業費は、林業振興費で、ツキノワグマ保護等業務委託料81万9,000円の追加が主なものであります。

消防費は、常備消防費で、三重紀北消防組合負担金395万3,000円の減額であります。

教育費は、学校管理費で、新たに購入を予定していた給食配送車が、現行車両を改修することで不要になったことから、改修費91万円を追加いたしまして、車両購入費891万9,000円を減額するものであります。

公債費は、令和5年度の市債借入額等の利率の確定などにより、公債費元金で10万3,000円の増額、公債費利子で73万4,000円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

6ページを御覧ください。

追加1件は、資源収集車購入費で、経年劣化による故障に伴い購入する車両が納期まで1年以上かかる見込みでありますことから、債務負担行為を設定するものであります。

変更2件は、LGWANの回線使用料と接続ルータ借上料が2か月先送りになりましたことから、限度額の変更であります。

7ページのほうを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、4,602万3,000円を追加し、歳入歳出総額を22億4,383万3,000円とするものであります。歳入は、前年度から繰越金4,602万3,000円の増額であります。歳出の主なものは、基金積立金で、財政調整基金積立金1,717万1,000円の増額、諸支出金で、普通交付金及び特別交付金の前年度精算金として2,663万4,000円及び事業費等の精算による一般会計繰出金215万5,000円、合わせて2,878万9,000円の増額であります。

8ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、606万を追加し、歳入歳出総額を7億1,764万円とするものであります。歳入は、前年度からの繰越金606万円の増額であります。歳出は、広域連合負担金543万3,000円の増額、諸支出金で、事務費等の精算による一般会計繰出金62万7,000円の増額であります。

9ページを御覧ください。

病院事業会計であります。収益的収入及び支出のうち支出において、電子処方箋システム構築のための委託料の増額及び前年度取得した車両の資産額が確定したため、減価償却費を減額することにより、医業費用を484万5,000円増額するものであります。

医業外費用は、前年度に借り入れた企業債の利率が確定したことによる減額及び控除対象外消費税の増額等により59万2,000円を増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出において、売店に代わり、食料、医療物品等を販売する自動販売機を購入するための費用といたしまして、建設改良費を944万1,000円増額するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

1件の追加であります。

こちらにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては表のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてから、議案第51号、令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの4議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書に戻っていただきまして、16ページのほうを御覧ください。

議案第52号、令和5年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、18ページの議案第54号、令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの3議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

次に、19ページの議案第55号、令和5年度尾鷲市病院事業会計決算の認定についてと、20ページの議案第56号、令和5年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての2議案につきましても、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであります。

また、決算に係る歳入歳出決算資料説明書、決算参考資料、主要施策の成果及び実績報告書、決算書、意見書等につきましては、タブレットに掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

次に、21ページの議案第57号、尾鷲市過疎地域持続的発展計画の変更についてにつきましては、尾鷲市過疎地域持続的発展計画を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項におきまして準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、29ページの議案第58号、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてにつきましては、三重県後期高齢者医療広域連合規約において規定する被保険者証等の用語を整理するための規約の一部を改正する必要があることから、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体と協議することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、31ページから35ページを御覧ください。

諮問第2号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦についてにつきましては、本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されておりますが、そのうち3名の委員が本年12月31日に任期満了となることから、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある西恵美子氏、三鬼由貴氏を新たに推薦し、森浦涼子氏を引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、37ページを御覧ください。

報告第11号、専決処分事項の承認について（令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号））につきましては、尾鷲市議会議員補欠選挙執行に係る予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和6年度尾鷲市一般会計補正予算書（第4号）及び予算説明書の1ページのほうを御覧ください。

第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,190万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億9,444万2,000円とするものであります。

3ページを御覧ください。

歳入は、18款繰入金で、補正財源として財政調整基金繰入金2,190万3,000円の増額であります。

4ページを御覧ください。

歳出は、1款議会費、1項議会費で、市議会議員補欠選挙に伴う議員報酬等について、317万3,000円の増額であります。

次に、2款総務費、4項選挙費で、市議会議員補欠選挙関連経費といたしまして1,873万の増額であります。

次に、議案書のほうに戻っていただきまして、39ページを御覧ください。

報告第12号、令和5年度健全化判断比率及び令和5年度資金不足比率の報告についてにつきましては、本市の令和5年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告させていただくものであり、40ページのとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率におきまして、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、公営企業においても、各会計とも資金不足は生じておりません。

次に、41ページの報告第13号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業報告及び決算についてにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり報告するものでございます。

以上をもちまして、提出議案の説明とさせていただきます。

○濱中委員長 説明は以上のとおりであります。

ただいまの説明に対しまして、各項目詳細につきましては常任委員会のほうで担当課からの説明をいただくこととなります。この際、特に質疑がございましたら御発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長 それでは、次に、事項書の2. 会期及び議事日程(案)についてと、事項書3. から5. の各発言通告書の提出期限につきまして、事務局に一括して説明させていただきます。

○高芝議会事務局長 それでは、会期及び議事日程(案)について説明させていただきます。

会期は、9月3日火曜日から26日木曜日までの24日間でございます。

会議はいずれも午前10時開会とさせていただきます。

9月3日に本会議を開会いたしまして、冒頭に、尾鷲市議会議員補欠選挙において新たに当選されました議員の議席の指定を行っていただきます。

次に、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは、先ほど執行部から説明がございました、議案第44号、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてから、議案第58号、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてまで、計15議案についてでございます。

次に、提案説明、質疑、討論、採決、これは、諮問第2号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦についての諮問3件についてでございます。

次に、報告、質疑、討論、採決、これは、報告第11号、専決処分事項の承認について(令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号))についてでございます。

続きまして、報告、質疑、これは、報告第12号、令和5年度健全化判断比率及び令和5年度資金不足比率の報告について及び報告第13号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業報告及び決算についての報告2件についてでございます。

次に、9月4日水曜日から6日金曜日までは議案調査、7日、8日は土日のため休会となります。

9日月曜日午前10時より本会議を再開し、9月3日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、常任委員会に付託していただき、その後一般質問に入っていただきます。

12日木曜日から、土日などを挟みまして24日火曜日まで行政常任委員会を開催し、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

25日水曜日は予備日とし、26日木曜日午前10時から本会議を再開し、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

次に、各発言通告書の提出期限について説明させていただきます。

まず、事項書3番目の一般質問発言通告書提出期限につきましては9月4日水曜日の午前11時まで、次に、議案質疑発言通告書提出期限は、諮問第2号から第4号及び報告第11号から第13号につきましては9月2日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては9月4日水曜日の午前11時まで、次に、討論発言通告書提出期限は、諮問第2号から第4号及び報告第11号につきましては9月2日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては9月25日水曜日の午前11時までとさせていただきます。

また、ただいま議案付託表(案)のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○濱中委員長　ただいまの説明について、御質疑ある方、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長　それでは、次に、行政常任委員会における専決関連議案に係る説明員の出席について、執行部のほうから説明をお願いいたします。

○森本総務課長　行政常任委員会におきます決算予算関連議案に係る説明員の出席でございますが、昨年、これまでと同様に、市長と副市長を除く担当課長等で対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ただし、決算審査意見書の総評の報告について、こちらのほうにつきましては、市長、副市長、出席ということで取扱いのほうをお願いいたします。

○濱中委員長　取扱いについて、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長　それでは、議長。

○南議長　　議会運営委員の皆さんにちょっと御足労をおかけするんですけども、全員協議会終了後、議長室のほうへちょっと、5分余りちょっと御相談したいことがありますので、議長室のほうへよろしく願いいたします、全員協議会終了後、よろしく願いします。

○濱中委員長　それでは、なければこれで議会運営委員会を閉じます。ありがとうございました。

(午前10時28分 閉会)